

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和4年6月14日

漁業の種類	制限措置						調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期					漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網漁業（めばる類）	1	5トン未満	定めなし	珠洲市禄剛埼灯台（北緯37度31.743分東経137度19.595分）90.0度の線と羽咋郡志賀町海士埼灯台（北緯37度08.812分東経136度40.237分）270.0度の線との面線間における石川県沖合海域。ただし、共同漁業権漁場区域を除く。	1月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋郡志賀町福浦港から鳳珠郡能登町福川まで（輪島市上大沢町から町野町曾々木までを除く）に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年以内	88	福浦港 西海門前 すず内浦 小本都
小型いか釣り漁業	小型いか釣り（あかいか）県内	1	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。※1 (2)石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年以内	52	全支所及び出張所

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年6月14日から令和4年6月21日まで